

3. 事業主・事業所の退会・脱会

事業主・事業所が退会・脱会をするときは、10日以内に「事業主・事業所退会・脱会届」（様式第13号）に必要事項を記入し、共済会へ提出してください。

事業主の「退会」と「脱会」の違いは？

- ・事業主の「退会」とは、
 - ① 事業主が解散したとき
 - ② 事業主が事業を休廃止または公営移管したとき [運営規程第8条]
- ・事業主の「脱会」とは、
 - ① 他の制度への加入など事業主の都合により共済会をやめるとき [運営規程第9条]

【記入項目の説明】

記入例を参考に、次のとおり記入してください。

(1) 事業主が退会・脱会するとき

事業主番号	事業主番号を記入してください。
退会年月日	退会・脱会する年月日を記入してください。
退会した事業主名と退会理由	必ず記入してください。 退会・脱会の理由は、該当する欄にレ印を付してください。

(注1) 所属する事業所が、全て退会されること。

(2) 事業所が退会・脱会するとき

事業所番号	事業所番号を記入してください。
退会年月日	退会・脱会する年月日を記入してください。
退会した事業所名と退会理由	必ず記入してください。 退会・脱会の理由は、該当する欄にレ印を付してください。

(注2) 所属する会員全てが、退会または期間通算による転出がなされていること

提出日 2023年 4月 25日

一般財団法人 愛知県民間社会福祉事業職員共済会理事長殿
次の理由により退会したいのでお届けします。

事業主名 又は 法人名	社会福祉法人 ○○会 特別養護老人ホーム ○○
所在地	名古屋市○○区1丁目2番地3
代表者名	共済 一郎 (印)

事業主番号	退会年月日	退会した事業主名	退会理由
3 3 3 3 0 0 0 0 0 0	年 月 日 令 0 5 0 3 3 1	社会福祉法人 ○○会 理事長 共済 一郎	退会: <input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 休廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 公営移管 脱会: <input type="checkbox"/> 事業所都合により共済会をやめる

事業所番号	退会年月日	退会した事業所名	退会理由
3 3 3 3 0 0 1 0 0 1	年 月 日 令 0 5 0 3 3 1	特別養護老人ホーム ○○	退会: <input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 休廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 公営移管 脱会: <input type="checkbox"/> 事業所都合により共済会をやめる

- (注) 1. 事業主が退会するときは、所属する事業所が全て退会していること。
2. 事業所が退会するときは、所属する会員が全員退会していること。

3. 会員の脱会について

会員の「退会」と「脱会」の違いは？

- ・会員の「退会」とは、
 - ①会員が死亡・退職または有給常勤職員でなくなったとき [運営規程第8条]
- ・会員の「脱会」とは、
 - ①他の制度への加入など事業主の都合により共済会をやめるとき
 - ②会員の意思により共済会をやめるとき [運営規程第9条]

- ・脱会者があるときは、脱会后 20 日以内に「共済会会員退会届兼退職給付金請求書」（様式第 6 号）に必要な事項を記入のうえ、添付書類（P31 参照）を添付して、共済会へ提出してください。
- ・脱会者には退職給付金は支給されませんが、事情により脱会一時金が支給されます。脱会一時金の計算式は、下記のとおりです。

本人の掛金相当分 —— 脱会一時金として支給されます。

事業主の掛金相当分 —— 支給されません。

- 注意！**
- 1 在会期間が 1 年未満の場合は、脱会一時金は支給されません。
※退職届兼請求書の請求欄は記入せずに提出してください。
 - 2 会員期間のうち、月数は切り捨てて年単位で計算します。
 - 3 脱会一時金は、全額本人掛金相当分となりますので、課税対象とはなりません。
 - 4 脱会一時金は、退職給付金とは異なるため、税制上の退職所得に該当しません。